

伊東市内保育施設の災害時等における臨時休園等のガイドライン

令和8年2月3日 伊東市教育委員会 幼児教育課 策定

1 目的

これまで伊東市の保育施設では、自然災害等の警報発表下であっても保育を必要とする児童がいる場合には原則開所する運用を行ってきたが、近年、線状降水帯による河川の氾濫等、想定外の自然災害が発生している状況を踏まえ、今後は人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、園児、保護者、職員等の生命と安全を守るため、伊東市内の保育施設における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定するものである。

2 対象施設

本ガイドラインの対象は、市内の保育施設（幼稚園及び放課後児童クラブを除く。）とする。

※市内保育施設の警戒区域等該当一覧（令和8年1月9日時点）

地区		施設名	土砂災害警戒	洪水浸水区域	津波警戒区域	高潮浸水区域	地区		施設名	土砂災害警戒	洪水浸水区域	津波警戒区域	高潮浸水区域
宇佐美	1	宇佐美保育園	○	○	○	×	川奈 吉田 荻	8	幼保連携型認定こども園 川奈愛育クラブ	×	×	×	×
湯川 松原	2	伊豆栄光湯川保育園	○	×	○	×		9	つくし保育園	×	×	×	×
	3	小規模保育所えん	○	○	×	×		10	ちゅうりっぷ保育園	×	×	×	×
	4	玖須美保育園	×	×	○	×		11	伊豆栄光荻保育園	×	×	×	×
玖須美	5	なぎさ保育園	×	×	○	×	富戸 八幡野	12	八幡野保育園	×	×	×	×
鎌田	6	広野保育園	×	○	×	×		13	伊豆栄光富戸保育園	○	×	×	×
	7	富士見保育園	×	×	×	×		○「該当」 ×「非該当」					

3 臨時休園の連絡

(1) 臨時休園連絡の流れ

ア 市は、本ガイドラインに基づき、発令された避難情報等により各園の臨時休園等の対応について判断し、市内全施設一斉メールにて該当する園へ連絡する。なお、災害の状況等により、市からの臨時休園連絡が間に合わない場合は、園は、市のホームページ等により避難情報等を確認の上、本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断することができるものとする。その場合は、市に速やかに臨時休園の報告をするものとする。

イ 園は、保護者へ臨時休園をコドモン等で連絡をする。

(2) 園の対応

ア 登園前（午前6時）：市からの連絡に基づき、登園前に保護者へ連絡する。

イ 登園後：市からの連絡に基づき、原則、事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、ほかの避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引渡しが危険な場合には、安全な状況になってからの対応とする。

(3) 再開連絡の流れ

- ア 市は、避難情報が解除されたときは、本ガイドラインに基づき園に施設の再開を連絡する。
- イ 園は、市からの連絡又は市のホームページ等から避難情報解除の情報を入手し、安全に保育をできる状況を確認した上で、園を再開する旨を市に報告する。
- ウ 園は、保護者へ園の再開をメール等で連絡する。

4 臨時休園の基準

(1) 風水害の場合（台風、集中豪雨等）

- ア 防災気象情報（伊東市総合防災ガイドブックより）
風水害の発生が予想される場合、状況に応じて下記の防災気象情報が発表されます。

警戒レベル	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動
5	大雨特別警報 キキクル：災害切迫	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報 キキクル：危険	避難指示	危険な場所から全員避難 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。
3	大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報 キキクル：警戒 氾濫警戒情報	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。
2	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 キキクル：注意	 キキクル(危険度分布)は気象庁HPから確認できます。	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
1	早期注意情報(警報級の可能性)		災害への心構えを高める 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

イ 臨時休園の基準と対応

この基準は避難情報が発令された地域に位置する施設に適用

警戒レベル	避難情報等	登園前 (午前6時時点)	登園後
5	緊急安全確保	臨時休園	
4	避難指示	保護者へ休園の連絡	速やかに園児を避難所へ 避難 させ、又は 降園 させ、その後に 臨時休園 とする。
3	高齢者等避難	自宅待機 保護者へ自宅待機の連絡 午前10時30分時点で 高齢者等避難が継続している場合は終日休園	
	大雨警報・洪水警報 暴風警報・大雪警報	開園します が可能な方は家庭保育の協力をお願いします。	保育を継続します が、できるだけ速やかなお迎えをお願いします。
2	(注意報)	防災気象情報に注意しながら 通常保育	
1	(早期注意情報)		

- ※1 東海道線・伊東線の運休が発表された場合や交通規制が実施された場合、職員体制の状況により、保育の縮小を行うことがあります。
- ※2 危険を感じた場合は、保護者の判断で（園からの連絡を待たずに）欠席させたり、お迎えに来ていただいて構いません。
- ※3 自宅待機後に再開した場合の給食は、非常食等の献立変更や自宅で食べてからの再開とする場合があります。

(2) 地震・津波の場合

ア 地震の震度と揺れ方（伊東市総合防災ガイドブックより）

<p>震度4 電灯などが大きく揺れ、眠っている人のほとんどが目覚めます。</p>	<p>震度5弱 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。</p>	<p>震度5強 物につかまらなさと歩くことが難しい。補強されていないブロック塀が崩れることがある。</p>
<p>震度6弱 立っていることが困難になる。固定していない家具が移動し、倒れるものもある。</p>	<p>震度6強 地面をはわなないと動くことができない。耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものが増える。</p>	<p>震度7 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。</p>

イ 津波警報等（伊東市総合防災ガイドブックより）

沿岸の海域で地震が発生し、津波による災害が予想された場合、地震発生後およそ3分で警報及び注意報が発表されます。

	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大 「巨大」予想の場合は、東日本大震災のような津波が襲うおそれがあります。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難協力ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難協力ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。

ウ 臨時休園の基準と対応

① 地震発生時における基準

「全園」で適用

震度	登園前・登園後共通
震度5弱以上	<p>次の(1)~(3)を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時休園とする。</p> <p>(1) 施設や近隣の被害状況を確認 (2) ライフライン（電気・水道・ガス）の確認 (3) 保育が可能な職員体制等の確認</p>
震度4以下	通常保育

② 津波警報等に応じた基準

津波災害警戒区域該当施設（宇佐美・玖須美・湯川・なぎさ）で適用

警報	登園前（午前6時時点）	登園後
大津波警報	自宅待機 保護者へ自宅待機の連絡	速やかに児童を高台に 避難 させ、保護者への引渡し後に 臨時休園 とする。
津波警報	午前10時30分までに警報が解除されない場合は終日休園	
津波注意報	警報等に注意しながら 通常保育	

- ※1 東海道線・伊東線の運休が発表された場合や交通規制が実施された場合、職員体制の状況により、保育の縮小を行うことがあります。
- ※2 危険を感じた場合は、保護者の判断で（園からの連絡を待たずに）欠席させたり、お迎えに来ていただいて構いません。
- ※3 自宅待機後に再開した場合の給食は、非常食等の献立変更や自宅で食べてからの再開とする場合があります。

5 臨時休園基準への対応

(1) 保護者及び職員への対応方針の周知

- ・ 市は、文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者への周知を行う。
- ・ 保育所等は、入園時の説明会や園のしおり等で事前の周知を図り、保護者の理解を得る。
- ・ 保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

(2) 臨時休園を行う際の周知、掲示

- ・ 保育所等は、臨時休園を行う場合は、ホームページやメール配信等により、保護者に周知を図るものとする。
- ・ 保育所等は、臨時休園する際には、施設入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を記した貼り紙等を掲示する。

(3) 災害状況に応じた対応

- ・ 市は、これらの基準によらず、状況に応じた総合的判断により、臨時休園を決定することがある。
- ・ 保育所等は、施設ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議をすることとする。

6 保育の代替措置

市は、大規模災害発生時等、長期に臨時休園状態が続くことが想定される場合、以下のようないわゆるエッセンシャルワーカーの児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努めるものとする。

想定される家庭は、災害発生の状況下に仕事をしなければならない以下の方で、保護者のいずれも勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。

ア 防災関係者（消防、自衛隊、災害業務に携わる公務員）

イ 医療従事者（災害時拠点病院等に勤務している医師・看護師他）

ウ 警察官

エ 24時間体制の高齢者、障害者など特に支援が必要な「社会福祉施設」に勤務される方

オ 電気・ガス・水道・通信等の社会インフラの復旧に携わる方

7 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインを、市ホームページに公表するとともに、園の入園説明会等で保護者に事前に周知し、市のメール配信サービスへの登録を促すなど、災害時の対応について理解を得るものとする。

8 ガイドラインの検証（PDCA）

市は、ガイドライン制定後、概ね3年以内に、市及び保育所等による本ガイドラインの運用実態を把握し、保育所及び保護者からの意見を踏まえ、内容の見直しを図ることとする。

9 その他の計画等との関連

園は、本ガイドラインや伊東市地域防災計画などを参考にしながら、関連マニュアル、運用指針などを適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。